

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 静岡県福祉士会

②施設・事業所情報

名称：社会福祉法人 博友会 菜の花こども園	種別：保育所型 認定こども園	
代表者氏名：田代 志のぶ	定員（利用人数）： 90名	
所在地：静岡県駿東郡小山町竹之下字上之原 570-1		
TEL：0550-76-6622	ホームページ： http://www.hakuyu-kai.or.jp/nanohana/	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 平成 28 年 4 月 1 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 博友会		
職員数	常勤職員： 18名 非常勤職員： 15名	
専門職員	保育士 27名 栄養士 1名	
	看護師 2名 調理員 2名	
	事務 1名 嘱託医 2名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	保育室 6、一時保育室 1、 病後児室 1	トイレ 園児用 4、大人用 5 プール、沐浴室、中庭

③理念・基本方針

・豊かな自然環境のもと、一人一人を大切に、遊びや経験を通して優しい心や伸び伸びとした自己表現や社会性を育み、「生きる力」を養う。

- ①コミュニケーション能力や情操を養うとともに、自立心や感謝する心を育む
- ②基本的生活習慣の確立と運動能力の向上を目指す
- ③様々なことへの関心、気づく力、持続性を養い、学びに対する意欲を育てる

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・異年齢児や高齢者との触れ合いの中で、優しい心やいたわりの心を育む
- ・外国人講師による英語教育で異文化を学び、社会性や自己表現の幅を広げる
- ・体操教室やサッカー教室、リトミックを取り入れ身体を思い切り動かすことを楽しむ

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年 5 月 24 日（契約日） ～ 令和 2 年 3 月 18 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0 回

⑥総評

◇特に評価の高い点

- ・業務改善について、職員の要望を取り入れ、ICT化に取り組み、各歳児室にアイパッドを配付し、計画、実践の記録等を管理しています。園児の出退時間などもカード管理で、保護者のスマートフォンとの通信もICTのクラウド利用で始まっています。子どもの写真販売も同じソフトから斡旋することができています。
- ・同グループの隣接した高齢者介護施設の人工芝生で、サッカーをして遊ぶなど環境を生かした保育を実施しています。また、高齢者との交流や、地域のお祭りや催事への参加、実際の買い物体験、社会体験、外国人教師による英語教室、体操教室、サッカー教室、リトミック体操などの活動を行っています。
- ・園行事であるカレーパーティーに卒園した新1年生を招待し、園の畑で収穫された野菜を使ってみんなでカレーを作り交流を行っています。この時に卒園生がランドセルや教科書などを持ってきて小学校生活について話し、入学を控えた年長児が小学校の生活について期待を持つことができるように配慮した保育を実施しています。
- ・お昼に食べた食事をサンプルとして玄関のショーケースに飾り、迎えに来た保護者が、今日何を食べたのか、子どもと話題を共有できるようにし、一緒に食育に参加してもらっています。また、年齢ごとにテーブルの高さを変え、椅子の高さは微調節をして体に合わせ、食缶配食、おかわり自由、食べる場所も各グループでその日毎に席を変え、外で食べてみるなど自由に決めることができ、食事が楽しめるように工夫をしています。
- ・虐待の発生予防、保護者への関わり方や発見の手順のマニュアルを整備して、日頃から研修し、共有しています。また、早期発見のために、子どもの言動や、午睡のための着替えの際に特に、注意深く観察していると共に、疑いのある場合の園内の体制と、町や児童相談所との連携体制を整えています。

◇改善を求められる点

- ・中・長期計画は作成されておらず、単年度の事業計画のみとなっています。中・長期の事業展開、設備の更新等を見込んで、中・長期計画の策定が望まれます。
- ・個人情報保護マニュアルはありますが、プライバシー保護マニュアルは未整備です。
- ・標準的な実施方法を文書化してありません。このため、実施方法に基づいて実施できているかを確認する仕組みや、定期的な見直し、指導計画への反映等が行われず、策定が求められます。
- ・指導計画の策定にあたり、様々な職種の関係職員が参加していますが、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めてありません。また、アセスメントが十分ではありません。

・職員の教育・研修に関して、研修計画を策定していますが、園として一人ひとりの職員の所持資格と目標取得資格の一覧の作成や、定期的な評価・見直し、園としてのカリキュラムの見直しまでには至っておらず、取り組みとして十分ではありません。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の評価結果を真摯に受け止め、指摘事項に対しての改善を図ってまいります。
事業計画においては今まで単年度の計画で主に進めてきましたが、中・長期の計画を作成し広いビジョンで先を見据えた運営を心掛けていきます。
また、標準的な保育の内容を細かく整理しながら、より手順が分かる方法を確立し保育の質の向上に努めていきます。
保育計画を策定するための十分なアセスメントを行う体制を整えるとともに、子どもや家庭にとって最善の関わり方ができるようにしていきます。
今まで同様、子ども一人一人を大切に丁寧な保育を心掛け、今後も保護者や地域に信頼されるようなこども園として職員一同、一層の努力をしていきます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・(b)・c
<コメント> 理念・基本方針は、保育・教育方針として、各種の印刷物やホームページで明文化し、職員や保護者に説明していますが、理念や基本方針を説明するための資料に、分かりやすい工夫は特にみられず、保護者の理解に応じた個別の対応や、継続的な周知状況の確認は行っていません。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	(a)・b・c
<コメント> 特定社会福祉法人として、法人が外部の公認会計士事務所と契約し、法人本部の中での社会福祉事業全体を把握・分析し、園に返しています。園長は地域の福祉動向をそれぞれ把握・分析し、会議の場やメーリングリストで伝達し、町の担当課からは常に保育ニーズ等の情報を得ています。また、公認会計士が、園からの毎月の報告を含め、コストや利用率等、財務内容報告を加味して経営状況の把握と分析を行ない、毎月開催する法人の「所属長会議」にて、園長にはコメント付けて指導があり、こども園と情報を共有しています。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	a・(b)・c
<コメント> 現状の把握分析により、経営課題が明確になっており、園長が出席する「所属長会議にて」役員間で共有され、具体的な取組みを行っています。園長・リーダークラスへの周知はできていますが、職員全体の周知までは行っていません。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画は作成されておらず、中・長期の収支計画も作成はせず、繰越金としています。中長期計画に関係なく、単年度の事業計画を作成しています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画は存在しますが、中・長期計画がないため、それを踏まえた計画ではありません。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度の「事業計画」は単なる行事計画ではなく、実行可能な具体的な内容で、実施状況の評価を行える内容となっています。現在の ICT の導入は、職員からの意見を反映したもので、事業計画として、職員会議から園の要望となり法人で審議、予算化され、実施に至っています。4月1日の職員会議で、配付し、効果の評価はしていますが、中・長期計画を受けたものではないため、PDCA とはなりません。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入園のしおりを配付し、理念や方針の説明と、行事予定のみの配付・説明になっており、事業計画の配付資料と説明に至っていませんが、次年度から周知を予定しています。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>認定こども園の教育・保育 100 でのチェック、人事評価表・自己評価表にての自己評価を定期で実施し、年 2 回の園長面接もあり、個人の評価や個人の反省に利用していますが、その結果は回覧だけとなり、改善について検討する場は設けられておらず、保育の質向上の面では PDCA とはならず、十分とは言えません。第三者評価は今年が初めてです。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>認定こども園の教育・保育チェックリスト100を、保育士27名で実施し、集計・分析の結果「園独自の取り組みについての理解が十分でない」という課題について、共有を図っていますが、園全体の質に向けた取り組みとして、評価・見直し・改善計画の策定がなく、PDCAサイクルには至っていません。</p>		
		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>施設長の役割と責任について、職務分掌で明確化していますが、表明・周知として十分とは言えません。また、有事における権限委任には氏名がありませんが、順次代行者と記載しています。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は利害関係者との適正な関係を保持し、外部研修への参加や、法人より法令遵守のための必要な研修、毎月の所属長会議での指導を受けています。法人本部は必要と思う法令・通達等を、職員全員に随時、メールで送信し、周知状況を園長と共有し、園長はそれらを遵守するため、労働契約法、労働基本法については、法人本部より指導者を呼び、全職員参加の研修会を開くなどの、取り組みをしています。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>年2回のチェックリストでの評価で、把握された課題をリーダー会議で伝え、未満児会議や以上児会議で意見のくみ取りをし、外部研修にも積極的に職員を参加させ、施設長は、保育の質の向上に向けた取り組みを実施しています。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>園長が毎月、基本データを法人本部に報告し、本部の税理士と公認会計士が分析作業を担当し、コメントをつけて、所属長会議にて園長に戻しています。業務のICT化に取り組んでおり、各歳児室にアイパッドを配付し、計画、実践の記録等を管理しています。園児の出退時間などもカード管理で、保護者のスマートフォンとの通信も、ICTのクラウド利用を始めています。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>人事・採用活動は、園からの意見を基に、法人本部が担当しています。現在、園児は定員に満たない状態ですが、定員に対して配置基準以上の正規職員を配置しており、余裕があります。不足した場合は、本部に相談し、同法人内（5園）での配置転換や、新規採用する体制です。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>キャリアアップの段階を示す人事基準があり、自己申告表等により年度初めと中間進捗状況の確認、年末の達成度確認で計3回の面接があり、把握した意見による改善策等の、検討の具体例があります。賞与にも反映する仕組みがあり、処遇改善等、加算手当の支給に関する規程があり、評価規程と共に運用されています。人事評価基準で限りなく5に近いものが「期待される職員像」となっていることを、全職員は理解し評価・分析もしていますが、明文化したものではありません。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>人事評価表、自己申告表を基に年2回の面接により、就業状況や意向の確認をし、事務のICT化による業務改善や、有給休暇の予定作成、残業を減らす等、具体的な計画をたて、働きやすい職場作りに関する取り組みを行っています。福利厚生面では、法人の中に相談窓口があり、ハラスメント、メンタル面等の相談ができます。また、むつみ会（職員互助会）で、旅行割引や、栄養指導、人間ドッグ、健康増進施設があり、プール・フィットネスクラブ等の利用等、総合的な福利厚生を実施しています。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>期待される職員像は人事評価基準の限りなく5に近い段階をいうもので、共通理解となっています。職員一人一人の目標管理の仕組みがあり、職員一人ひとりの希望に配慮し、適正な内容になっています。4月に設定した目標について、面接は8月と2月に行い、段階であらわした表で、目標の達成度確認と指導をし、次年度につなげていますが、「期待される職員像」を明示してありません。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>職員に「期待される職員像」は人事評価規定の5に限りなく近いこととし、共通理解になっていますが、明示していません。法人内研修等多くの研修が行われており、研修計画は園長、</p>		

主任、副主任で作成しています。職員の育成という面については、園長・主任・副主任が職員の専門技術や専門資格を把握していますが、研修計画表には現在の資格や目指す資格の明示はありません。また、定期的な計画の評価・見直しと研修内容やカリキュラムの評価・見直しも実施していません。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>各種資格について、履歴書や本人から申し出のあったものについては取得状況を把握しています。外部研修、法人内研修、こども園グループ研修等、研修の機会は多く、キャリアアップ研修などリーダーに必要な能力を養うための教育・研修の機会や必要に応じた研修は、勧奨し、積極的に参加させています。また、非常勤職員についても、法人内で実施される研修に全員参加の機会があります。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>基本姿勢を明記し、マニュアルに基づいて実習を受け入れ、OJTを中心とした内容で、学校側と連携してのプログラムを作っています。また、実習期間中に学校側の訪問があり、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っていますが、専門職種の特性に配慮したプログラムの用意と、指導者に対する研修は実施しておらず、実習を体系化していません。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>法人のホームページのなかに、現況報告と決算書が掲載されていますが、子ども園のホームページから直接見ることはできません。子ども園のホームページには理念、基本方針、保育内容と施設長の挨拶等を掲載しています。また、広報誌がありますが、家族向けで、地域向けにはなっておらず、第三者評価は今回が初めてです。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>事務の多くは本部で行われて、こども園ですべき事務範囲は決まっていますが、職員に対して、事務、経理等のルール、職務分掌、権限及び財務状況の周知は十分ではありません。園長は毎月、法人に経営・運営状況を報告し、法人の所属長会議に出席して、分析後の指導を受けています。法人は、特定社会福祉法人として、外部監査法人の監査を受けており、内部監査は、法人本部で行われ、こども園の事業、財務について、園長は指摘に基づき経営改善をしています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	A (b)・c
<p><コメント></p> <p>地域との交流を図るために、地域の行事や情報などを玄関の保護者宛ての掲示板に掲示し、実施する行事予定の案内（パンフレット）を作成する等、積極的に働きかけを行っており、住民の理解を得る取り組みをしています。しかし、地域との関わり方についての基本的な考え方を文書化していません。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>ボランティアの積極的受け入れ等の基本姿勢について明文化していますが、ボランティア受け入れについて、心得やアドバイスはありますが、登録手続き等のマニュアルはありません。また、地域の学校教育に関して協力・参加・近隣の高等学校生の体験を受け入れていますが、地域の学校教育等への協力について、基本姿勢を明文化や、受け入れのために必要な研修がなく、支援として十分とは言えません。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>「虐待対応マニュアル」の中に、関係機関連絡先一覧を記載し、職員会議等で職員間の情報の共有化を図り、関係機関と連絡調整を行い具体的な取り組みをしています。さらにネットワークの構築を図り、児童相談所や関係機関とも適切に連携を図っています。しかし、虐待を含む関係機関連絡先一覧には主な業務内容や、相手先の担当部署等、緊急時に誰でも使えるリストにまで整理していません。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>町の状況を把握し、地域の子どもの分布状況から、休園計画のある幼稚園の要請に基づき、積極的に支援しています。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>子育てへの不安や障害への相談などについて、法人の医療機関や支援センターにつなぐなど、関連グループのこども園として、保育事業にとどまらない活動を実施しています。子育て事業について町の通信案内の掲載や、多様な関係者等と協議を行い、ニーズの把握、対応などに取り組んでいます。当園の立地条件から、福祉避難所としては選定されていませんが、要望があれば受け入れる等の体制は整っています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育についての基本方針を明示しています。未満児については教室を広くとり、月齢発達の差を考慮した保育が行われています。セルフチェックリストや虐待研修を通じて子どもの基本的人権に対する意識を高める取り組みを行い、児童に対して「人権教室」を年2回実施して理解を深めていますが、状況の把握、評価等については具体的な記載がなく、実施した内容を保護者へ伝える際に、記載がホワイトボードのため、記録として残りません。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>新築後3年半の建物で、設備面では充実し、トイレなどはプライバシーに配慮した造りになっています。しかし、子どものプライバシー保護に関する規程等がなく、保護者や子どもたちについての、保育の中で実際には行われている資料がないまま、保護者に対しては毎年資料を配付し、説明しています。また、プライバシー保護についての研修や、保護者の同意を得ておらず、十分とは言えません。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針、保育の内容や保育の特性等を紹介した資料を役場こども育成課、フジ虎ノ門病院の窓口に置いてあり、小山町のシステムとして、町内全部の幼保こが掲載された案内が、公共施設に配置されています。こども園案内を作成しており、見学者に配布・説明の上、個別に案内しています。また、内容情報が変わった場合は、適宜、見直しをしています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>入園児の保護者説明会で「個人情報保護取り扱いに関する確認・同意書」を配付し、同意を得ています。保育の開始・変更については、園だより、クラスだより等で行っています。保護者がメールでの配信を希望しており、急な連絡・変更は玄関の掲示板、クラスのボード、メール等で知らせています。入園決定や変更等については役場からのデータで確認し、保管の上、個々の保護者に対応していますが、ルール化はしていません。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・ c
<p><コメント></p> <p>こども園の変更にあたり、保険加入の証明書類を渡していますが、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書は定めていません。また、特定の担当者、窓口の設置規定はなく、その後の相談方法や、担当者についての説明は口頭で受け付けていますが、それを記載した書面は渡していません。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保護者参観や行事に限らず、相談などがあれば、随時、個別に対応し、相談記録の内容を記録し、保護者会には園長と主任が出席し、保護者関係綴、議事録に残しています。しかし、利用者満足に関する調査のしくみは未整備で、検討会議も未設置です。また、保護者会で得られた情報についても分析、改善策等の文書がありません。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決規定を定め、相談窓口として受付担当者、第三者委員会を設置しています。入園時に重要事項説明書で説明を行い、園の入り口の意見箱の上に、苦情解決に関する掲示をし、メールなどの利用で意見を言いやすく、苦情等も出しやすい状況を工夫しています。保護者からの苦情や意見などで、内容について検討が必要な場合にはアンケートを実施し、お便りで伝え、ホームページでも3か月毎に公表していますが、記録は事務室の書庫にあり、施錠はしていません。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情の申出については苦情解決規定を整備し、保護者にも周知されています。保護者が相談したり、意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成し、意見箱の上に掲示してあります。相談には別の個室を用意するなど、プライバシーに配慮し、意見を述べやすい環境を用意しています。また、保護者からの意見（苦情）の扱いについても、日ごろからの保護者とのやり取りから、改善を図っています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>相談等の対応については、日頃からの保護者の相談などから、意見を聴取して対応しており、緊急の事案については園長、主任が対応しています。職員間では、月1回のリーダー会議で共有しています。職員間では月1回のリーダー会議で共有し、意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組をしており、すぐにできることはその日のうちに対応しています。検討に時間がかかる場合、その旨を説明していますが、対応手順、検討策について定めたマニユ</p>		

アルを整備していません。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>環境委員会を設置してヒヤリ・ハットシートの管理を行っています。事故防止マニュアルに手順を明確に規定し、職員間の連絡、対応をしており、事故記録収集し、事故発生の要因の分析や予防対策を行っています。定期的な評価や見直しについては不十分です。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>感染症対策について、役割、対応等の管理体制を整備し、看護師、保健衛生委員会を中心に研修を行い、職員への周知の上、感染症の発生した場合には対応しています。保護者に対しても発生時は玄関のホワイトボードに記載し、各保護者へメールでも知らせています。しかし、感染防止マニュアルを定期的に見直す仕組みが確立していません。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>ハザードマップ、情報レポートで立地条件を把握し、防災計画、防災マニュアルを整備し、対応体制を明記しています。定期的に避難訓練や防災教育等組織的に取り組み、備蓄リストを作成し、災害時の対応に備えています。保護者への周知については現状メールにて行い、安否確認を行うことは規定していますが、実施方法については明記していません。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・b (c)
<p><コメント></p> <p>標準的な保育についての実施方法を記載した書面はありません。年次計画研修や種別に分かれたキャリアアップ研修に参加し職員研修を行ない、個別支援が必要な園児に対しては、個別対応をしていますが、そのほかは慣習的になっています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b (c)
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法が定められていないため、見直しをする仕組みが定められておらず、職員や保護者からの意見や提案が反映される体制にはなっていません。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>行政の保健師や相談員が参加して指導計画を策定し、全体的な計画にもとづき、子どもと保護者等の指導計画を策定し、個別支援計画により振り返りや評価を行う仕組みがあり、支援の必要な子どもについて記録を整備し、専門関係者の指導を受けて策定しています。しかし、指導計画は手順・体制を定めての実施ではなく、また、アセスメントが十分ではないため、適切に実施しているといえず、体制の確立の取り組みとして十分とは言えません。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・(c)
<p><コメント></p> <p>指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みは定めておらず、定期的に評価・見直す体制が整備されていません。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>保育実践に関する記録は児童表、指導計画書に記載され、各クラスのカンファレンスの内容は、毎月の職員会議で情報を共有し、記録の書き方研修を行っていますが、十分ではありません。また、情報の流れ等については不明瞭です。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>個人情報マニュアルを整備し、会議等で個人情報保護について職員間での共有と理解を深めています。個人情報の取り扱いについては、保護者に書面に基づき説明を行い、同意を得ています。職員に対する教育研修も行っていますが、記録の管理についての責任者を設置していません。</p>		

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>保育・教育課程は、児童憲章や権利に関する条約、児童福祉法、保育方針の趣旨をとらえて編成し、運営計画書に、理念や方針とともに、保育時間や、プログラム、保育・教育課程として歳児ごとの保育目標を定め、保育内容を細かく定めています。全体的な計画には、保育に関わる職員が参画して編成している記録がなく、定期的に評価・見直しはされておらず、</p>		

毎年同じようになっています。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>新しい設備、居室のしつらえで、特に、採光に快適さを求める工夫があり、0歳児室は床暖房、園庭は芝生広場になっており、それぞれの部屋から出られるベランダで食事が可能です。トイレや水回りも、清潔保持を保持しています。木製の家具や自然のぬくもり・温かみのある遊具を基本としおり、遊具の消毒は週1回、ほかに縫いぐるみ類は日光消毒していますが、手や顔で触れる遊具に特別の消毒は施していません。環境委員会を設置し、用具・寝具の衛生管理の担当となっているとのことですが、管理記録がありません。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもを受容し、子どもの発達・その日の状態に応じた保育を実施しています。個別の支援計画、あるいは、実施後の評価・反省の月案で、個人差を尊重した指導に活かしています。また、職員の配置数が多く、個別の欲求に対応できています。人権擁護のためのセルフチェックを年1回行い、自己反省を促すと共に、集計分析の結果を回覧し、改善点を共有しています。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの発達に合わせて、基本的生活を身に着けられるよう、子どもの気持ちを尊重しての援助、活動と休息のバランスへの配慮をしており、家庭との連携を以て、個別の発達過程に合わせた援助をしています。また、学校に上がるまでには箸が使えるようになど目標もありますが、家庭への働きかけは連絡事項等に記録に残っておらず、十分ではありません。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>自然環境に恵まれた中にあり、虫取りや、散歩などがあり、新設の明るい園舎と広い園庭、園舎の中央に中庭と遊戯室を配置しており、開放的な雰囲気の中で表現活動が行われています。また、隣接の同グループの老人施設にある人工芝生グラウンドが保育に利用でき、施設との交流もあります。地域のお祭りや催事などに参加したり、実際に買い物体験や、社会体験機会を設けたり、外国人教師による英語教室や、その他体操教室、サッカー教室、リトミックなど身体を動かす活動も行っています。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>エアコン、床暖房などの設備面で環境に配慮し、月齢差が大きい年齢のため、保育室を広く</p>		

<p>とり、コーナーのおもちゃやすべり台など、適切に配置して保育を行っています。保育士が交代する際、不安にならないよう、毎回、同じ職員になるように配慮しています。保護者との連絡については連絡帳だけでなく、保護者に必ず言葉を交わすようしています。</p>			
A⑦	A-1-(2)-⑥	<p>3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの生活状況や発達に合わせて、補助するタイミングや声のかけ方に配慮し、自発的に遊びに誘導、遊びの中で異年齢児との触れ合いが自然に行われ、年齢に配慮した子どもの発達に即した保育の実践を行っています。保育士以外の施設職員も全員で子どもたちに接しています。特に配慮が必要な子どもの保護者とは、相談時間や場所等にも配慮し、看護師や外部の保健師等、専門職と連携しています。</p>			
A⑧	A-1-(2)-⑦	<p>3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>3歳以上の年齢発達に合わせた保育設定をしています。それぞれの歳児に合わせて、年間指導計画に基づき、月案を作成し、保育実践しています。また、児童票へ記載するとともに、6月に行われた幼・保・こ・小情報交換会で授業参観出席し、子どもたちの情報や今まで取り組んできた活動について伝えています。</p>			
A⑨	A-1-(2)-⑧	<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>園の施設全体がバリアフリーになっています。配慮が必要な子どもに対する対応については、個別支援計画を作成して保育を行い、いつでも個別相談に使用できる部屋を用意しています。町の保健師や同グループの医療機関の支援や、社会資源の活用が受けられるなど、体制が作られています。職員は専門職研修を受講しており、保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っています。</p>			
A⑩	A-1-(2)-⑨	<p>長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>人数が少ないため、畳やござなどを敷いたりして、日中の保育時とは違った雰囲気できずき楽しく、好きな遊びができるように配慮しています。おやつは夕食を考慮した内容であり、同じ子が残ることが多く、子ども同士に成長に配慮しています。クラスの担任から遅番の保育士へ、特に伝えたいことなどがある際には、引継ぎに漏れを防ぐために、ノートに記入やメモを渡しています。遅番担当保育士が決まっており、担当保育士から子どもの様子が伝えられ、保護者との連携ができています。</p>			
A⑪	A-1-(2)-⑩	<p>小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>年間指導計画により各小学校と年2回交流を持ち、年長児が自分でできるように、配膳トレ</p>			

一の使い方や牛乳パックが開けるように練習する等、就学に向けた保育をしています。運動会に卒園児の参加種目があり、夏に園で収穫した野菜によるカレーパーティーを実施しています。その際に、新1年生の卒園児がランドセルと教科書を持参し、小学校の生活を紹介してくれます。保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修で連携を図り、こども園園児保育要録は、担当保育士が作成し、園長、主任、副主任が指導し完成させています。

A-1-(3) 健康管理

A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	(a)・b・c
-----	------------------------------	---------

<コメント>

健康管理については保健計画書を作成し、入園時に作成された健康調査票について、進級時や予防接種など、随時、健康状態については、保護者から報告を受け、前日の情報も把握しています。健康管理に関しては、朝礼で看護師から報告が行われ、乳幼児突然死症候群については全職員に対しての研修があり、周知しています。入園、進級時などに看護師から健康や感染症などの話をし、保健だよりで流行時の注意を促しています。乳幼児突然死症候群については、参観会で説明とポスターの掲示で、こども園での取り組みを伝えています。

A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	(a)・b・c
-----	-----------------------------------	---------

<コメント>

健診結果は適切に記録保管し、保育計画に反映しています。結果についての対応等は看護師が相談に乗り、治療が必要な場合には保育者との連携も考慮しています。

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a (b)・c
-----	--	---------

<コメント>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿って、園独自の対応マニュアルを作り対応しています。栄養士が研修に出かけ、研修報告を回覧することで、職員は情報を得て、医師の指示の下、保護者の理解を得ながら、別メニュー、別トレイ、別テーブル等で対応しています。しかし、他の子どもや、保護者に理解を得るような働きかけは十分ではなく、それぞれの職員が技術を習得するまでには至っていません。

A-1-(4) 食事

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	(a)・b・c
-----	----------------------------------	---------

<コメント>

年間食育計画があり、3・4・5歳以上児に関して定めています。グループごとに食事しているので、職員・保育士は子どもの様子を見ながら、昼食内容を話題にして、食育を実施しています。食器は軽く落としても割れないことから、メラミン食器を使用しています。嫌いな食材を食べられるような工夫と、3歳以上児、未満児で刻む大きさは変え、お箸も学校に行くまでには使用できるよう、家庭と協力し合って取り組んでいます。食缶配食、おかわり自由、グループごとに食べる場所も自分たちで選択をしています。

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a (b)・c
-----	---	---------

<コメント>

離乳食だけでも5段階、以上児・未満児の刻みの大きさ変更まで含めると7段階の調理の工夫をし、検食簿は分析に役立っています。調理員や栄養士が食事の状況を見に回り、魚の苦手な子の訓練のために年長児には、骨付きで肉や魚を出すこともあります。しかし、衛生管

理マニュアルに関する内容の周知状況は不十分です。

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の保護者との関係作りを積極的に図っていくことを大切にし、連絡帳だけでなく、できるだけ保護者と話せる機会を持っています。保護者に園での子どもの様子を伝え、家庭からの相談や情報の記録を朝礼、会議と会議等で職員に周知し、行事や日常の保育の様子の写真を掲示板やクラスに掲示し、ホームページにも写真をアップしています。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの送迎時に保護者と直接顔を合わせて声掛けし、保護者との信頼関係を図り、保護者の都合に合わせて、時間等も融通を聞かせて、個室を用意することもでき、相談しやすい体制を心がけています。保育士以外の看護師等、保育の専門職以外の栄養指導や医療的な相談にも応じています。相談を受けた保育士は相談内容について、相談記録簿に記録し、園長や主任がスーパーバイザーとして助言・指導を行っています。</p>		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>常に対応について記録しており、虐待対応マニュアルを整備し、研修を含めて実際の保育者への教示をしています。児童の心配な言動があった場合など、送迎時に保護者の様子などを観察し、関係ができていない保育士から声掛けを行い、虐待の疑いがあるような場合は園長、主任が確認を行い、対応を協議し、町の担当者に通報し、児童相談所とも連携する体制ができています。</p>		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>不定期ですが人権擁護のためのチェックリストで、自己評価を行うことにより保育士として自身の振り返りができており、倫理綱領にある「子どもを尊重する」「子どもの人権擁護」について意識を高め、子どもの表面的な状態や結果だけを見るのではなく、子どもの育ちや意欲を大切にし、保育実践に繋げています。</p>		

